

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 田中 祐二

|                   |  |
|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 太子町<br>(273813)                                      |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 春日地区<br>(赤坂町、平和町、旭町、分田町、上之町、北仲町、北町、東町、西仲町、新屋敷、寿町、栄町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年8月6日<br>(第2回)                                    |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

現状:

春日地区は府内有数のぶどう産地であるが、農家の高齢化や耕作放棄地の増加が進行中。また、農道・水路の老朽化や鳥獣被害が深刻化している。さらに地球温暖化によるぶどう栽培への影響も発生している。

課題:

- 新規就農者の不足と農地引継ぎの困難。
- 農地や施設の維持管理における負担の増加。
- 労働力不足の深刻化。
- 休耕地や未利用農地の増加。
- 鳥獣被害の拡大。
- 地球温暖化によるぶどう栽培への影響。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

## 1. 多様な担い手の確保

府内有数のぶどう産地を維持、拡大していくため、地域外から認定農業者や企業などの新規就農者を積極的に受け入れる。また、太子町の大阪市内からのアクセスの良さを活かし、観光農業の拡大を検討するほか、農地を営農地としてだけでなく、地域住民や大阪市内など都市部からの訪問者にとっての憩いの場としても活用し、多面的価値のある農地保全を推進する。

また、水稲が主たるエリアについても、高収益作物への移行を検討し、担い手の参入を促進する。

## 2. ぶどう産地としての伝統継承とスマート農業の推進

府内有数のぶどう産地として、伝統的な栽培技術を次世代に継承し、地域ブランドを維持・発展させる。

また、栽培技術の向上を図るとともに、栽培作業の効率化と労力の軽減を図るため、自動開閉装置や粉碎機など、スマート農業技術を導入し、持続可能な農業経営を実現する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積                       | 75 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 75 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域及びその周辺の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借意向の農地についてマッチングをすすめるとともに、利用意向が不明な農地所有者に働きかけ、貸借可能な農地の所有者と借受希望者のマッチングを実施する。</li> <li>・ぶどう栽培では、経営が困難となる場合にできるだけ早い段階で事前に情報収集を行い、円滑に新たな担い手に継承できるようにする。継承においては、一定のバトンタッチ期間を設け、担い手に栽培技術を継承する仕組みを構築する。</li> <li>・春日共有山の農地に関しては、管理委員会との情報共有を強化し、適切な利用促進を図る。</li> <li>・企業等の新規農業参入の促進や集落営農組織の設立などにより、個別ではなく農地を一括して管理・活用することを検討する。</li> </ul> |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・町のマッチング後に農地中間管理機構を活用し、利用権設定を進める。</li> <li>・農地の貸し手からの希望に基づき、農地中間管理機構へ貸出希望農地の情報を提供する。</li> </ul>   |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入を促進するため、必要な基盤整備箇所を精査するとともに、農作業効率向上や生産力維持のために地域の農空間づくりを計画する。</li> <li>・緊急を要する箇所については、町単独事業を活用して迅速に対応する。</li> </ul>  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な担い手の確保を目指し、企業の農業参入を促進するための誘致活動を検討する。</li> <li>・新規就農者を支援するために、JAや行政機関などが連携し、包括的なサポート体制を構築する。</li> <li>・既存の農業者にも営農指導や助言を提供し、持続的な農業経営を支援する。</li> <li>・収益性の高い農産物の栽培、品質向上、改良方法について、研修を通じて農業者の知識向上を図る。</li> </ul>   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者が自身の営農形態を考慮し、適切に農作業委託を活用できる仕組みを提供する。</li> </ul>   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |   |                                   |  |
|---|---|---|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①町の補助事業とJAや農業共済等の補助事業を併用し、鳥獣被害防止策を強化する。また、そもそも各関係団体で利用可能な補助事業を知らない人が多い現状を踏まえ、農業者や地域住民への情報提供を徹底し、補助事業の認知度向上を図る。
  - ③農作業の省力化や効率化を目的に、スマート農業技術の導入に関する補助事業を活用する。
  - ⑦草刈りなど農地の保全作業について、町から対応可能な事業者を紹介することで、農業者の負担軽減を図る。
  - ⑩市街化区域についても農地の斡旋を行うための仕組みづくりを検討し、地域の多様な農業ニーズに対応する。
- ※軽微な変更や転用等により地域計画から農地を除外する場合は、HP等を通じて協議を行う。